

Ⅲ 研究グループ報告（最終報告）

IFRS における資産会計の総合的検討

主 査：菊谷 正人（法政大学）
委 員：石井 明（横浜商科大学） 石山 宏（山梨県立大学）
越智 信仁（日本銀行） 小林 直樹（玉川大学）
島田 佳憲（岩手大学） 島永 和幸（神戸学院大学）
杉山 晶子（東洋大学） 中野 貴之（法政大学）
林 健治（日本大学） 藤田 晶子（明治学院大学）
松井 泰則（立教大学） 松本 徹（専修大学）
吉田 智也（埼玉大学） 依田 俊伸（法政大学）

要 旨

本研究グループは、企業の経済活動にとって重要な資産に関する会計処理について、IFRS（IASを含む）を対象にして総合的な検討を行った。具体的には、有形固定資産（IAS16, IAS20, IAS23, IAS29, IAS36, IFRS5）、投資不動産（IAS40）、リース資産（IAS17）、棚卸資産（IAS2）、無形資産（IAS38）、金融資産（IAS32, IAS39, IFRS7, IFRS9）および特殊資産（生物資産、偶発資産、外貨建資産、探査・評価資産、売却目的固定資産）（IAS41, IAS37, IAS21, IFRS6, IFRS5）に分け、主として日本基準との比較・分析を行うことによって、IFRSの特徴と欠陥を探究した。それとともに、日本基準の特徴と欠陥を確認し、日本基準に対する対応策を提案することを本研究の主要目的とする。このような理論的・実証的な総合的検討により、わが国における資産会計の改善・展開に貢献できるものと思われる。

本報告においては、IFRSにおける資産会計の特徴を述べるとともに、その論点をいくつか指摘することとする。

I IFRS における資産会計の特徴

IFRS では、国際的な資本市場における現在・将来の利害関係者の意思決定にとって有用な情報を提供することを財務報告の基本目的とする「意思決定有用性アプローチ」(decision usefulness approach) の観点から、主として投資家にとって有用となる公正価値(市場価値)・割引現在価値・見積数値が大幅に導入・利用されている。投資家の意思決定目的である「将来キャッシュ・フローの予測」に適合する財務情報を提供するために、「市場価値評価」(marking to market) を容認し、「原価モデル」と「再評価モデル」(または「公正価値モデル」)の選択適用が認められるなど、「資産・負債アプローチ」の考え方に立脚した会計処理が採用されているが、そのアプローチの帰結として、資産の公正価値による再測定が頻繁に行われることもIFRSにおける資産会計の特徴の1つとなっている。

ただし、再評価に用いられる公正価値に関して、IFRS ではSFAS157 に追随・同調して「公正価値」を売却価格と同一視しているが、再測定時における「公正価値」は、購買市場の公正価値(再調達原価)と販売市場の公正価値(売却価格)に分けられるべきであり、売却価格のみを公正価値と表現するのには問題がある。つまり、資産の測定のための「公正価値」として、当初測定時点(取得時点)には取得原価、再測定時点(期末評価時点)には、計算目的・会計思考等に応じて取得原価、再調達原価、正味売却価格、現在価値が採択されるべきであり、公正価値の測定基礎を売却価格に限定・定義すべきではない。

また、リース資産のように、法的形式より経済的実態の判断を重視する「経済的実質優先主義」が採用されていることも、IFRS における

資産会計の特徴である。法的所有権を保有しなくても、リース物件により経済的利益を実質的に享受でき、使用に伴って生ずるコストを実質的に負担する場合には、事業体に帰属するリース資産として貸借対照表上に認識・測定される。

II IFRS における資産会計の論点

有形固定資産の再測定時に、再評価額が信頼性をもって測定できる場合には、IFRS では、「再評価モデル」が選択適用できる。ただし、再評価差額の会計処理として「その他の包括利益(OCI) 計上処理」が基準化されているが、「資本剰余金処理」の適用も容認されるべきである。資産の取得原価(帳簿価額)と期末の再評価額(再調達原価)は、同一資産でありながら時点を異にした数値であり、再評価という会計行為から生じる評価差額は、企業の実体資本維持(営業能力維持)の立場からは純資産の一部として再評価剰余金(資本修正勘定)に留保しなければならないからである。

投資不動産の再測定に際しては、IAS40 は、「原価モデル」と「公正価値モデル」のいずれかの採用を要請している。規定上は両モデルに優劣関係はないが、投資不動産が独立したキャッシュ・フローを生み出す源泉として、他の不動産から識別されていることを鑑みると、投資不動産が採用すべきモデルとしては「公正価値モデル」が相応しいと言える。

リース資産については、従来より、「リース識別規準」を使ってリースをFLとOLに2分類し、それに対応する会計処理方法(FLのみを資本化し償却する)の骨組みは全く変わっておらず、借手側の実質FLのOLオンバランス化が問題となってきた。IAS17のアプローチの根本的欠陥は、借手のリース資産(およびリー

ス負債)のオフバランス化の操作性の余地にある。たとえば、米国基準において設定されている「数値基準」を回避するために、借手はリース契約をストラクチャーして、実質FLのオフバランス化を示現し、借手の財務諸表の目的適合性、透明性および比較可能性が損なわれる。

このような状況において、2014年5月現在、IASBによれば、米国FASBとは相違して、IASBは「タイプBリース」(原則として、非不動産のリース)の会計処理をカーブアウトする方針に転換し、「タイプAリース」(原則として、不動産のリース)の会計処理(使用権資産の償却およびリース金利費用の計上)のみを採択することを暫定的に決定している。となれば、現行IAS17は、「短期リース」を除いて、単一の「使用権モデル」に基づき、すべてのリースがリース開始時にオンバランス化され、高い品質の新基準(1モデル)に置き換わることになり、借手の財務諸表の比較可能性が改善されるものと期待されている。

また、棚卸資産については、わが国の「基準9号」の2008年最終改正により、①棚卸資産の範囲、②借入費用の原価算入、③期末における簿価切下額の戻入れにおいては差異が認められるものの、IAS2の会計処理と概ね同様となっており、とりたててコンバージェンスに関する論点は生じていない。

一方、わが国において、基準・規定等が存在せず、今後コンバージェンスが期待される資産項目としては、無形資産、売却目的固定資産、生物資産・農作物などが挙げられる。

まず、無形資産に関しては、包括的に取り扱った会計基準としてIAS38があるのに対し、日本基準ではこのような会計基準は存在せず、無形資産に関する定義もない。他方、繰延資産については、IFRSでは規定が存在しないのに対して、日本基準では存在する。

さらに、「自己創設無形資産」であれば無形資産として認識されないものであっても、企業結合の一部として取得された被取得企業の「自己創設無形資産」が無形資産として認識されることがある。加えて、IAS38では、自己創設のブランド、題字、出版表題、顧客名簿および実質的にこれらに類似する項目は、無形資産として認識することを禁止されているため、自己創設無形資産については、企業結合時の取得か自己創設かによって、同じ無形資産に対する認識の非対称性が生じている。

また、IFRS5では、売却目的で所有される固定資産(または処分グループ)を独立掲記するために、貸借対照表上、「売却目的所有」という区分を新たに設け、それまでの「帳簿価額」と分類変更時点での「売却費用控除後の公正価値」とのいずれか低い金額で評価している。わが国では、売却目的で所有される固定資産は、流動資産として表示されることになるものの、その測定額については明確な規定が存在していない。耐用年数経過後の固定資産であれば、残存価額または正味売却価額で評価されることになろうが、IFRSとのコンバージェンスを見据えて、基準ないし規定の設定が早急に施されるべきであろう。

生物資産・農作物は、当初認識・測定時および再測定時において「売却費用控除後の公正価値」で測定され、生物資産・農作物の「売却費用控除後の公正価値」による当初認識時および生物資産の「売却費用控除後の公正価値」の変動(価格変動、物理的変化による変動、追加的な生物資産の生成による変動)により発生する利得または損失は、発生した期の純損益に含めなければならない。このような資産に関連する基準・規定はわが国には存在しておらず、今後、IAS41の公正価値測定をモデルとした農業会計全般の検討が求められることになる。

IFRSにおいて、現在もなお、議論が継続中の資産項目も存在する。既に指摘した「リース資産」や「金融資産」、「偶発資産」などである。

金融資産に関しては、IFRS9「金融商品」策定(IAS39改訂)プロジェクトの動向を中心に、関連規定(IFRS13やIFRS7)を含め、以下の論点が指摘される。

まず、IFRS9策定に向けたフェーズ1「分類および測定」では、公正価値変動をOCIで認識する場合にリサイクリングの扱いで整合性を欠く規定が混在し、利益概念を曖昧なものとしている。したがって、OCIをすべてリサイクリングし、クリーン・サープラス関係を維持する方向で、定義ないしアプローチの検討を深めていく必要がある。また、非上場株式に対しても公正価値測定が要求されているが、各評価技法の結果のウェイトの置き方に定式化された株式鑑定理論が存在しない中では、主観的な操作余地が極めて大きく、監査可能性も乏しいと言わざるを得ない。エクスポージャーが相対的に大きい日本においては、慎重に有用性の検討が進められなければならない。

次に、フェーズ2「償却原価および減損」では、先般の金融危機の経験を踏まえ新たに「期待損失モデル」が導入されたが、基準設定主体の「期待損失モデル」の採用が仮に政策科学としての役立ちを会計に求めるものであるとしても、主観的な予測を介在させ实体经济に影響を与えることで実現しようとする政策目的(プロシクリカリティの抑制)が、市場の反応を先読みする経済主体(経営者等)の裁量により覆されてしまう可能性にも留意しつつ、当該予測を合理的に裏付け可能なものにしていく取組みが必要となる。

さらに、フェーズ3「ヘッジ会計」では、原則主義の下で目的適合的な規定が導入されたが、その前提として、事業会社のリスク管理活

動にどの程度のレベルが要求されるのかに関し、財務諸表作成者と監査人の認識に乖離が生じないように、想定する整備の水準に両者の共通理解が図られなければならない。

また、偶発資産について、IAS37(2005年改訂)では、「偶発資産」という用語および「偶発資産」に関する開示(経済的便益の流入の可能性の高い場合には、偶発資産の内容、財務上の影響の見積額を開示すること)を削除することが暫定的に合意されており、IAS37(1998年)で示される当初認識にかかる蓋然性の問題を残して、他の会計基準へと併合されることになる。そもそも、企業は、偶発資産を認識してはならず、その当初認識に関しては、偶発資産の意義を満たしていることを前提にして、認識要件を満たすことが必要となる。認識要件は、経済的便益の流入の可能性に従い、(1)認識処理、(2)開示(注記)処理および(3)非開示に分類される。偶発資産が当初認識されるのは「ほぼ確実な」(virtually certain)場合に限定されるが、これは、偶発資産そのものではなく、それと同時に生じる「偶発利得」について、収益の実現がほとんど確実になった場合にのみ認識される。しかし、その際には、関連する資産は偶発資産ではなく、他の適切な資産となる。また「(発生しない可能性よりも)発生する可能性が高い」(probable=more likely than not)場合には、偶発資産として開示(注記)を行い、「合理的に可能性がある」(reasonably possible)場合および「可能性がほとんどない」(remote)場合には、「偶発資産」としての開示を必要としない。

最終報告に向けて、他の資産会計についても検討を加えた。探査権の取得から鉱物資源探掘の技術的可能性・経済的可能性が立証可能となった時点までの支出である「探査・評価資産」や外貨建取引によって発生する「外貨建資産」

などである。

探査・評価資産は、当初認識・測定時に取得原価で評価され、有形固定資産と無形固定資産に区分して表示される。再測定時には、「原価モデル」または「再評価モデル」のいずれかを適用しなければならない。「再評価モデル」を適用する場合には、有形固定資産として区分されたものについてはIAS16「有形固定資産」、無形固定資産として区分されたものについてはIAS38「無形資産」に基づいて処理される。

外貨建資産について、IAS21（2003年改訂）は、報告企業の為替リスクや当期損益、また報告通貨のキャッシュ・フローへの影響の適正な算定表示を目的とする「機能通貨アプローチ」、在外営業活動体の経済的実質に基づく分類、為替差損益の当期損益計算書への計上または株主持分の部への為替換算調整勘定の計上といった会計処理を採用し、決算日レート法を中心として為替リスクを明示する換算方法を採用している。

外貨建取引を機能通貨で当初認識する場合、原則として、取引日レートによって換算されるが、当初認識後、決算日ごとに外貨建項目のうち、貨幣性項目は決算日レートによって換算・報告され、取得原価で記録されている非貨幣性項目は取引日レートによるが、公正価値で測定されている場合には、決算日レートによって換算・報告される。

いずれの資産会計においても、IFRSは原則的な規定を設け、基本的に例外規定を設けない「原則主義」(principle basis)に基づいており、財務諸表の国際的比較可能性を確保するために、代替的会計処理が排除され、単一的な会計処理が要求されている。

Ⅲ IFRSにおける資産会計の課題と展望

IFRSでは、国際的な資本市場を利用する投資家の投資意思決定に役立つ財務情報を提供するため、投資家の意思決定にとって有用である将来キャッシュ・フローを重視した会計処理、投資家保護偏重主義の会計処理に陥ったために、所有目的が異なる資産（たとえば、利用目的の有形固定資産、販売・消費目的の棚卸資産）もすべて投資・投機目的の「金融資産」と同一視し、資産全体を金融資産化している。そのため、IFRSは、あまりに投資家本位に偏り、投資意思決定に資するための過度な将来志向的会計処理を促していると言わざるを得ない。

さらに、IFRSの課題として、たとえば、活発な市場がない資産に対して公正価値を付す場合には、将来キャッシュ・フローを見積計算した現在価値に頼らざるを得ないが、見積数値が多いために財務報告数値として客観性・信頼性・検証可能性等に欠ける。

また、IFRSの基本思考方式である「原則主義」の下では、個別的・具体的な会計処理について、財務諸表の作成者の判断が大きく左右するので、専門的な能力や説明責任が問われることになる。その場合、グローバル・スタンダードとしてIFRSを適用するためには、世界的に共通した専門的判断の定着化・共有化が図られなければならない。

さらに、会計基準の国際的コンバージェンスのためには、予想を上回る労力と時間を要するが、会計制度が発展段階に達した国（たとえば、米国や日本）の場合には、外来の会計制度をそのまま受け入れるには、すでに会計制度が成熟しており、基準設定のオートノミーを侵害すると軋轢が生じる。今後も引き続き、IFRSの品質を維持・向上させていくためには、コンバージェンス作業は半永久的に続くものと考えられ、国際的な不断の改訂が要請される。

《参考文献》

- FASB [2006] Statement of Financial Accounting Standards No.157 “Fair Value Measurements”. ……SFAS157
- IASB [2003] International Accounting Standard 2 (revised 2003) “Inventories”. ……IAS2 (2003年改訂)
- IASB [2011] International Accounting Standard 16 (amended 2011) “Property, Plant and Equipment”. ……IAS16
- IASB [2011] International Accounting Standard 40 (amended 2011) “Investment Property”. ……IAS40
- IASB [2012], Exposure Draft, Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9.
- IASB [2013], International Financial Reporting Standard 17 (revised 2013) “Leases”. ……IAS17
- IASB [2013], Exposure Draft, Financial Instruments: Expected Credit Losses.
- IASB [2013], International Financial reporting Standard 9 (2013 revised) “Financial Instruments”. ……IFRS9 (2013年改訂)
- IASB [1998] International Accounting Standard 16 (revised 1998) “Property, Plant and Equipment”. ……IAS16 (1998年改訂)
- 稲垣富士男・菊谷正人 [1989]『国際取引企業の会計』中央経済社。
- 越智信仁 [2012]『IFRS 公正価値情報の測定と監査—見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国元書房。
- 菊谷正人 [1991]『企業実体維持会計論—ドイツ実体維持学説およびその影響—』同文館。
- 菊谷正人 [2011]「IASB・IAS の変遷の歴史と IAS・IFRS の特徴」『経営志林』第 47 卷 4 号, 17～31 頁。